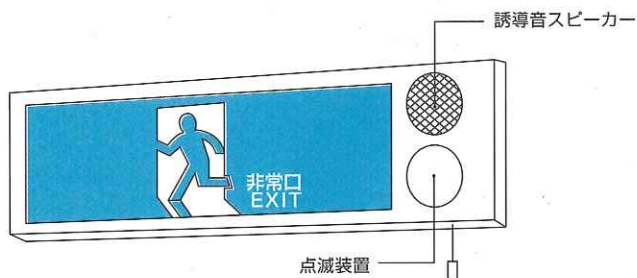


1 技術的資料

(6) 非常警報設備 ②

避難方向等の伝達手段

点滅形誘導音装置付誘導灯



誘導音装置付誘導灯は、自動火災報知設備からの火災信号を受けて、内蔵あるいは直近に付置されたスピーカーから「避難口はこちらです」等の誘導音声が発せられるようにした避難口誘導灯です。
点滅型は、通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するものです。

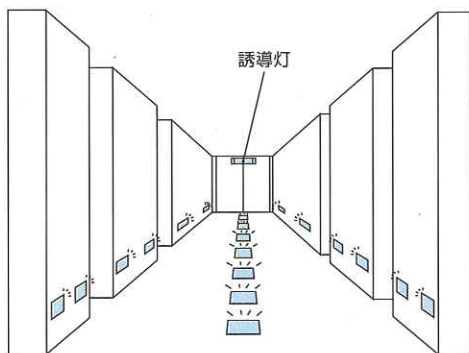
点滅形誘導灯



形状は通常の誘導灯と同じで、内蔵する蛍光ランプが点滅するものです。

▲ 聴覚障害者のみならず、弱視者にも避難口の位置を確認しやすくする効果があります。

光走行式避難誘導装置



光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方角に走行するようなイメージを与え、避難誘導させるシステムです。

(7) 段差解消機・階段昇降機

設計のポイント

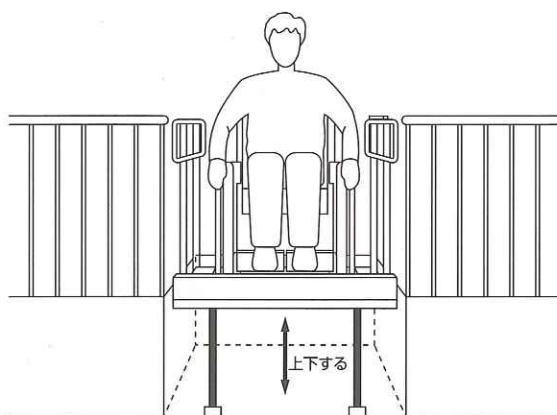
段差解消機は、車いすを乗せたまま床面が昇降し、車いす使用者の垂直移動を可能にするもので、スロープを設置するスペースがない場合やスロープでは上がれない場合等に設置します。

設置にあたっては、落下防止等安全性に十分注意する必要があります。

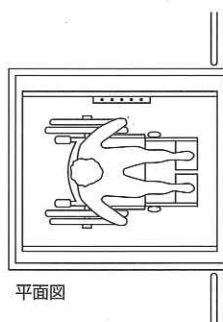
また、車いす用階段昇降機は、階段にレールを敷設して、車いすごと台に乗せて昇降するものです。

設置にあたっては、階段の有効幅を確保する必要があります。将来設置する予定がある場合は、あらかじめ階段の幅員を確保しておく必要があります。

段差解消機



- ⚠ 機器を据え付ける場合、段差ができないようにします。やむを得ず段差ができる場合は、スロープを付けて車いすが移乗出来やすいようにします。
- ⚠ 操作ボタンは、床側と昇降機上、それぞれに手の届きやすい位置の設置します。



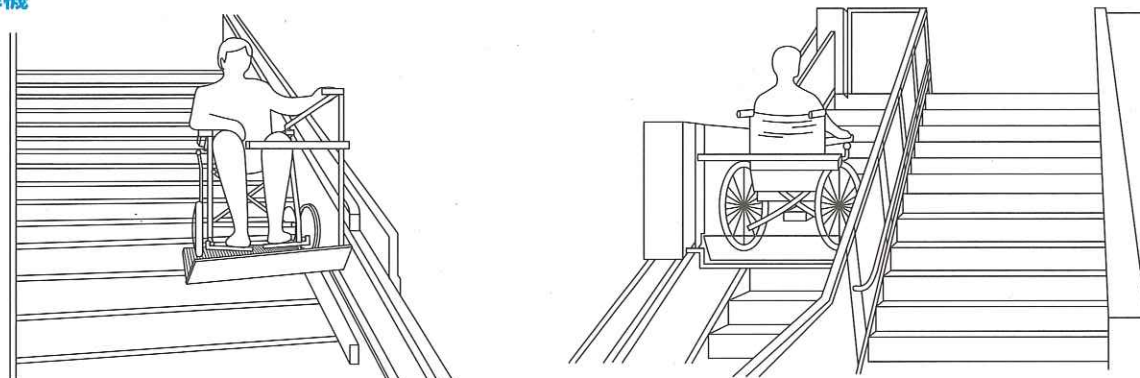
段差解消機を上げる



段差解消機を下げる



階段昇降機



(8) 照 明 ①

設計のポイント

照明（明るさ）は、空間の雰囲気と作業性を決定する重要な要素であり、必要な照明効果を得るために、照度だけでなく、光色、色の見え方、まぶしさなど光の質についても充分に考慮する必要があります。

視覚機能は10代をピークに低下し始め、40代の後半からは既に高齢者の域に入ると言われ、視力の低下とともにまぶしさに弱くなり、色彩識別能力や暗順応能力等が低下します。

場所・用途・対象となる人等、目的に応じた質と量の明るさを供給するための照明器具の選択や照明計画が必要です。

- 階段・廊下・便所・浴室等、事故の起こりやすい部位では、照明角度やスポット的な照射、照度を上げる等、安全上の配慮が必要です。
- 外部と玄関部分、一般室と廊下・階段等、移動導線上の照度変化が大きくならないように採光や照明に配慮が必要です。
- 年齢が増すにつれて、ものを見るのにより高い照度が必要となることから、高齢者の利用の多い施設では照度の確保に対する配慮が必要です。
- 便所、廊下、階段等では、スイッチ操作が要らない感知式スイッチ等を必要に応じて設置します。

●高齢化に伴う視覚機能の低下と照明上の配慮事項

項 目	視覚機能低下の内容	配 慮 事 項
視力の低下	網膜上の視細胞の減少や水晶体の濁り、脳血管障害などにより視力が低下する。 目にかすみがかかるとコントラストに対する識別度が低下し、特に照明が暗い場合に見えにくくなる。 床面の段差や出入口のドアが見つけにくくなったり、反対に床面に色彩の変化があると段差と勘違いをしたりする。	玄関、廊下、階段、便所、浴室、更衣室等、段差が多い部分では十分な照度を確保する。 階段や通路の段差部分では、全体的な照度の確保だけでなく、足もとに影ができないように足もと灯を設置する。 段差の先端部分や壁とドアの配色をコントラストの高い色彩にする。むやみに床面に色彩の変化をつけない。 スイッチの位置が見つけにくくなるため、必要に応じて感知式スイッチ等を設置する。
色彩識別能力の低下	角膜や水晶体の濁りや黄変、脳血管障害などにより、色彩の識別能力が低下し、全体に黄色がかかって見える。 特に、低照度における青色の文字が極端に見えにくくなったり、青～青紫系、黄色系の色彩の識別が困難になる。	表示に用いる文字等の色彩に配慮するとともに、細かい表示をする場合には十分な照明を行う。 読書や詳細な作業等を行う箇所では、全体照明と部分照明を組み合わせる。 段差部分や突起物に青～青紫系、黄色系の色彩を用いると転倒や衝突の原因となるため配慮が必要。
まぶしさの増大	角膜や水晶体の濁りにより、目に光が入ると乱反射し、まぶしさを感じやすくなり、見たいものがはっきり見えなくなる。	まぶしさを感じにくくするため、視野内に高輝度の照明器具を置かないことや照明器具は露出させずにカバー付きのものにする。 壁や床は、表面に光沢のある反射率の高い素材を使用しない。特に、白や明るい色が基調となる箇所では、反射しない仕上げとする。
暗順応能力の低下	暗順応の順応速度が遅くなり、明るい部屋から急に暗いところに移動した場合などに見えにくくなる。	外部と玄関部分、一般室と廊下・階段等、移動動線上の照度変化が大きくならないように採光や照明に配慮する。

●照度基準と照明方式

⚠ 各室の照明は、用途に応じて、必要な照度や照明効果が得られるように配光方式、照明器具、光源等を選択します。

〔照度基準〕

⚠ 高齢者を対象とする場合、通常の1.5～2倍程度の照度にすることが望まれます。

照度基準 JIS 基準「JIS Z9110-1979」(抜粋)

単位:lx (ルクス)

商店・百貨店	陳列の最重点・飾窓の重点	3,000～1,500
	重点陳列・店内陳列・レジスタ・包装台	1,500～ 750
	エレベーターホール・エスカレータ・店頭	750～ 500
	店内全般	750～ 300
	商談室・接客コーナー	500～ 300
	応接室	300～ 200
	便所・階段・廊下	200～ 150
	休憩室・店内全般最低	100～ 75
飲食店	サンプルケース	1,500～ 750
	食卓・レジスタ・荷物受渡台・調理室	750～ 300
	玄関・待合室・客室・便所	300～ 150
	廊下・階段	150～ 75
美容室	結髪・セット・メーキャップ	1,500～ 750
	調整・顔そり・着付・洗髪	750～ 300
	店内・便所	300～ 150
旅館・ホテル	フロント・帳場	1,500～ 750
	車寄せ・玄関・客室机・洗面鏡	750～ 300
	宴会場	500～ 200
	広間・食堂	300～ 150
	ロビー・便所	200～ 100
	娯楽室・客室(全般)・廊下・階段・浴室	150～ 75
	庭の重点	100～ 50
	防犯	5～ 2
事務所	設計・製図・タイプ・計算・キーパンチ	2,000～ 750
	事務室a・営業室・設計室・玄関ホール(昼間)	1,500～ 750
	事務室b・役員室・会議室・電子計算室	750～ 300
	応接室・食堂・玄関ホール(夜間)	500～ 200
	書庫・電気室・機械室・講堂・エレベータ	300～ 150
	湯沸室・廊下・階段・便所	200～ 100
	喫茶室・休養室・更衣室・倉庫・車寄せ	150～ 75
	屋内非常階段	75～ 30

この照度は主として視作業面(特に指定されていない場合は床上85cm、座業のときは床上40cm、廊下・屋外などは床面または地面)における水平面照度を示します。